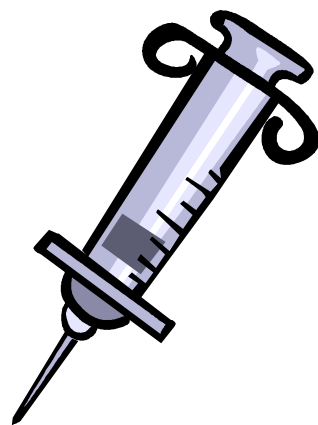


第 6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とします。

イ 根拠・関連法令

予防接種法

ウ 対象

予防接種名		対象年齢
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期	生後3か月～7歳6か月未満
	2期	11歳～13歳未満
麻しん風しん混合	1期	1歳～2歳未満
	2期	5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間にある方
	3期	中学1年生に相当する年齢の方
	4期	高校3年生に相当する年齢の方
日本脳炎	1期	生後6か月～7歳6か月未満
	2期	9歳～13歳未満
ポリオ		生後3か月～7歳6か月未満
BCG		生後6か月未満

エ 対応者

市内指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

オ 内容

健康福祉センターで行う「集団予防接種」、市内指定医療機関で行う「個別予防接種」のほか、「住所地外小児予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

予防接種名	年度	対象者	接種者	接種率 (%)
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	21	4, 524	4, 767	105.37
	22	4, 408	4, 717	107.00

二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2 1	1, 4 4 2	1, 1 2 8	7 8. 2 2
	2 2	1, 4 9 1	1, 1 5 8	7 7. 6 6
麻しん風しん混合	2 1	5, 6 9 8	4, 9 3 1	8 6. 5 3
	2 2	5, 5 7 3	4, 8 6 9	8 7. 3 6
麻しん	2 1	5, 6 9 8	1	0. 0 1
	2 2	5, 5 7 3	1	0. 0 1
風しん	2 1	5, 6 9 8	1 2	0. 0 8
	2 2	5, 5 7 3	5	0. 0 2
日本脳炎	2 1	5, 3 0 5	5 4 6	0. 9 5
	2 2	5, 2 1 8	4, 9 0 4	9 3. 9 8
ポリオ	2 1	2, 3 1 5	2, 3 1 4	9 9. 9 5
	2 2	1, 7 4 0	2, 1 2 5	1 2 2. 1 2
BCG	2 1	1, 0 8 7	1, 1 1 3	1 0 2. 3 9
	2 2	1, 0 8 3	1, 1 2 9	1 0 4. 2 4

キ 事業の経過

昭和23年7月に予防接種法が施行。

昭和26年に結核予防法が制定。

昭和33年4月に予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱を削除しDP二混ワクチン（ジフテリア・百日せき）が追加。

昭和39年ポリオ生ワクチンが定期接種になる。

昭和43年DPTワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風）が定期接種になる。

昭和51年6月予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について法的救済制度創設。

昭和52年8月風しんが定期接種（中学生女子）になる。

昭和53年10月麻しんが定期接種になる。

平成元年4月MMRワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種が始まる。

平成5年4月MMRワクチン実施見合わせになる。

平成13年11月予防接種法が改正され、一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化。平成16年結核予防法が改正され、ツベルクリン反応が廃止になり、BCG直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる。

平成17年5月日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告。同年7月に日本脳炎Ⅲ期接種が廃止になる。

平成18年4月麻しん風しん混合ワクチンの2回接種（第1期、第2期）が

導入される。

平成18年6月麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる。また、平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる。

平成20年4月麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する、第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入される。これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正された。

平成21年6月日本脳炎定期予防接種第1期において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる。

平成22年3月日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される。

平成22年4月から日本脳炎の接種勧奨が、標準的な年齢（3歳4歳児）に再開される。

ク まとめ

日本脳炎の予防接種においては、日本脳炎の接種勧奨が、標準的な年齢（3歳4歳児）に再開され、また、第1期の有効期限で接種機会を逃した児において第2期（9歳以上13歳未満）の期間で接種が可能になりました。

しかし、接種勧奨を差し控えた時期で接種機会を逃した児への対応など課題が山積みしています。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア 目的

高齢者のインフルエンザの感染の防止を図り、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則

ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種前日に65歳以上の者及び接種前日に60歳以上65歳未満の者で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

エ 対応者

委託先・・・(社)入間市医師会（市内指定医療機関）及び(社)埼玉県医師会（住所地外高齢者インフルエンザ予防接種相互乗り入れ契約医）

オ 内容

予診（問診、検温及び診察）、接種

カ 実績

接種状況

単位：人

年度	区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
					市内指定 医療機関	相互 乗り入れ	その他
21		29,603	12,604	42.58	11,224	1,319	61
22		30,417	14,285	46.96	12,794	1,429	62

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度から実施しています。

平成16年度から埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れが始まりました。

ク まとめ

高齢者インフルエンザ予防接種については、前年度と比較し、接種者数、接種率ともに増加しました。理由としては、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの双方に効果がある3価ワクチンが接種できるようになり、厚生労働省が高齢者に対しこの3価ワクチンの接種を勧めたこと、及び高齢者の季節性インフルエンザ予防に対する市民ニーズが高く、高齢者インフルエンザ予防接種事業が市民に定着してきていることが考えられます。

(3) 高齢者肺炎球菌予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎への罹患を防止し、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱（H22.8.30 一部改正）

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、接種期間の最終日において70歳以上の者。ただし、過去にこの事業で補助を受けたことがある者は除く。

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会（市内指定医療機関）

オ 内容

予診（問診、検温及び診察）、接種

カ 実績

接種状況

単位：人

区分 年度	対象者	接種者	接種率 (%)
2 1	18,597	1,460	7.85%
2 2	18,560	967	5.21%

キ 事業の経過

平成 2 1 年度から実施しました。平成 2 2 年度からは、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者も対象としました。

ク まとめ

平成 2 2 年度は、新型インフルエンザの流行が緩やかになったことで肺炎球菌への警戒感が薄れ、接種者数が減少しました。しかし、肺炎球菌は高齢者の肺炎の主な原因とされており、今後も高齢化により対象者が増え、予防接種のニーズは高いと考えられます。高齢者の肺炎球菌の感染予防及び重症化予防に寄与できるよう、さらなる事業の充実・啓発に努めていきます。

(4) 新型インフルエンザワクチン接種助成事業

ア 目的

予防接種費用負担による経済負担軽減を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

国の「平成 22 年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施概要」

ウ 対象

低所得者（市町村民税非課税世帯、生活保護受給者、中国残留邦人等給付制度受給者）。

エ 内容

低所得者に対し、接種費用の助成を実施。

オ 実績

単位：人

区分	接種（助成）者数
合計	903
1 回目	691
2 回目	211
予診のみ	1

カ まとめ

国の「平成 22 年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施概要」に基づき、低所得者の予防接種費用負担による経済負担軽減を図るため、接種費用の助成を実施しました。